

愛知県地域保健医療計画等更新事務取扱要領の一部改正について

1 改正案

愛知県地域保健医療計画等更新事務取扱要領第 3 (5) について、下記のとおり改正する。

記

『 医療圏計画については、基幹的保健所が圏域保健医療福祉推進会議に諮った後、ホームページを修正し、公表するとともに修正した部分を医療福祉計画課に送付する。』を、

『 医療圏計画については、基幹的保健所が圏域保健医療福祉推進会議に諮った後、医療福祉計画課へ送付する。医療福祉計画課は愛知県医療審議会医療計画部会に諮った後、その結果を基幹的保健所に通知し、基幹的保健所はホームページを修正し、公表する。』に改正する。

2 理由

県計画については、愛知県地域保健医療計画等更新事務取扱要領第 3 (5) の規定に基づき、医療計画部会に諮った上で更新を行うこととされており、医療圏計画についても、圏域保健医療福祉推進会議のみならず、医療計画部会にも諮った上で更新を行うことが必要であるため。